

各 位

会社名 積水化学工業株式会社

代表者 代表取締役社長 髙下 貞二

(コード番号 4204 東証第1部)

問合せ先 取締役執行役員 平居 義幸

電話番号 03-5521-0522

取締役・執行役員に対する株式報酬制度の導入について

首件、当社は平成28年4月27日開催の当社取締役会において、当社の取締役(社外取締役および国内非居住者である者を除く。)および執行役員(国内非居住者である者を除く。以下併せて「取締役等」という。)を対象とした新たな株式報酬制度(以下「本制度」という。)導入につき決議いたしましたので、下記の通りお知らせ致します。なお、本制度の導入は、平成28年6月開催予定の第94回定時株主総会(以下「本株主総会」という。)の承認を得ることを条件といたします。

(注) 現在の当社の取締役報酬は、「月次報酬」、「賞与」および「ストック・オプション」で構成されておりますが、当社の定時株主総会における取締役報酬の承認決議を条件として、ストック・オプションは廃止し、今後新たなストック・オプションを付与しないことといたします。

記

1. 本制度の導入

- (1) 取締役等を対象に、当社グループ全体の中長期的な業績向上、企業価値の増大への貢献意欲 と株主重視の経営意識を一層高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明 性・客観性の高い株式報酬制度として本制度を導入いたします。
- (2) 本制度の導入にあたっては、本株主総会において取締役報酬の承認決議を得ることを条件とします。
- (3) 本制度は、取締役等の役位に応じて当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」という。)が交付および給付(以下「交付等」という。)される株式報酬型の役員報酬であります。
- (4) 本制度を導入するにあたっては、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託(以下「本信託」という。)と称される仕組みを採用します。本信託は、取締役等に当社株式が交付される株式報酬型の役員報酬です。

2. 本制度の仕組み

(1) 本制度の概要

本制度は、連続する3事業年度(当初は平成29年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度とし、信託期間の延長が行われた場合には、以降の3事業年度とします。以下「対象期間」といいます。)を対象として、役位に応じて当社株式等を交付等する制度です。

なお、取締役等が当社株式等の交付を受ける時期は、取締役等の退任時です。

(2) 制度導入手続

当社は、本株主総会において、本信託に拠出する金額の上限および交付する株式数の上限 その他必要な事項を決議します。なお、信託期間の満了時において信託契約の変更および追 加信託を行うことにより、信託期間の延長を行う場合(下記(6)参照)は、本株主総会で 承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者(受益者要件)

取締役等は、以下の受益者要件を充たしていることを条件に、下記(5)に定めるポイント数に応じた数の当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 対象期間中に取締役等であること(対象期間中に新たに取締役等になった者を含む。)
- ② 取締役等を退任していること(ただし、自己都合により退任した者及び解任された者を除く。)(※)
- ③ 下記(4)に定めるポイント数が決定されていること
- ④ その他株式報酬制度として趣旨を達成するために必要と認められる要件
- (※) ただし、下記 (6)第3段落の信託期間の延長が行われ、延長期間の満了時においても 当社の取締役等として在任している者がいる場合には、その時点で本信託は終了し、 当社の取締役等を退任していないとしても、当該取締役等に対して当社株式等の交付 等が行われることになります。

(4) 取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数

毎年7月1日に取締役等として在任している者に対し、役位に応じて一定のポイントが付与されます。ポイントの付与は、信託期間内において毎年行われ、当社の取締役等には、退任時に累積ポイント数に応じた当社株式の50%(単元未満株数は切捨て)を本信託から交付し、残りの当社株式については本信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭を給付します。

- ※ 1ポイントは当社株式1株とします。
- ※ 信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。
- (5) 本信託に拠出される信託金の上限額および交付される当社株式の上限株数

本株主総会において、取締役に対する交付等の対象とする当社株式取得のための拠出金の上限 額および年間の付与ポイント数はそれぞれ以下の上限に服するものとします。

信託金の上限額:330百万円

年間付与ポイント数の上限:70,000 ポイント

対象取締役が本信託から交付を受けることが出来る当社株式の 1 年当たりのポイント数の上限を 70,000 ポイントとして承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合、対象取締役が本信託から交付を受けることができる当社株式の株数は、かかるポイント数に相当する株数の上限に服することになります。

(注)取締役の株式取得資金の上限である330百万円は、年額110百万円に信託期間である3を乗じて設定していますが、実際に信託に拠出する金銭は、本信託による株式取得資金のほか、信託報酬および信託費用の合算金額となります。また、執行役員に対する交付等の対象とする当社株式の取得のための金銭を信託し、本信託において上記の信託金と勘定を分けて管理します。

(6) 信託期間

平成28年9月(予定)から平成31年8月末日(予定)までの約3年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続します。その場合、当初の信託期間と同一期間、本信託の信託期間を延長し、延長された信託期間ごとに本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。) および金銭(以下「残存株式等」という。) があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

また、信託期間の満了時に、受益者要件を満たす可能性のある当社の取締役等が在任している場合には、それ以降、当社の取締役等に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役等が退任し、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(5)信託金の上限額および交付される当社 株式の上限株数の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得または株式市場からの取得 を予定しています。取得方法の詳細については、本株主総会決議後に改めて当社で決定し、 開示いたします。

なお、信託期間中、取締役等の増員等により、本信託内の株式数が信託期間中に取締役等に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記(5)の本株主総会の承認を受けた信託金上限額および交付株式数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(8) 当社株式に係る議決権行使

本信託内の当社株式(すなわち上記(4)により取締役等に交付される前の当社株式)に 係る議決権は、経営への中立性を確保するため、信託期間中、一律に行使しないものとしま す。

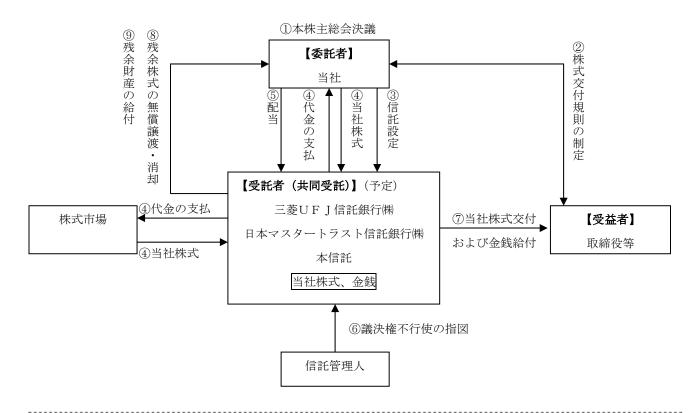
(9) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。金銭については、当社、当社取締役および当社執行役員と利害関係のない団体に寄付することを予定しています。なお、本信託を継続利用する場合には、金銭は株式取得資金として活用します。

3. 本信託の仕組み



- :① 当社は本制度の導入に関して、本株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は本制度の導入に関して、取締役会において役員報酬に係る株式交付規則を制定します。
- ③ 当社は①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託を設定します。
- ④ 受託者は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を当社(自己株式処分) または株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内 とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、取締役等に対し役位に応じ毎年一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を充たす 当社の取締役等に対して、付与された累積ポイント数の一定の割合に相当する当社株式が退任時に交付さ れ、残りの当社株式については本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑧ 信託期間中の制度対象者の減少等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本制度と同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得したうえで、その消却を行うこととします。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託留保金額の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託留保金額を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体へ寄附を行う予定です。
- (注) 受益者への当社株式の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する 前に信託が終了します。

(ご参考)

【信託契約の内容】

① 信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)

② 信託の目的 取締役等に対するインセンティブの付与

③ 委託者 当社

④ 受託者 三菱UF J信託銀行株式会社(予定)

(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(予定))

⑤ 受益者 取締役等のうち受益者要件を充足する者

⑥ 信託管理人 当社と利害関係のない第三者(公認会計士)

⑦ 信託契約日 平成28年9月(予定)

⑧ 信託の期間 平成28年9月(予定)~平成31年8月末日(予定)

⑨ 制度開始日 平成28年9月(予定)

⑩ 議決権行使 行使しないものとします。

⑪ 取得株式の種類 当社普通株式

② 信託金の金額 取締役分330百万円(予定)(信託報酬・信託費用を含む。)

③ 帰属権利者 当社

④ 残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得

資金を控除した信託留保金額の範囲内とします。

【信託・株式関連事務の内容】

①信託関連事務 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式

会社がBIP信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。

②株式関連事務 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づ

き受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。

以上